

【料金改定、市内一体系化に賛同をいただく意見等】

No.	意見・質問等	回答
1	明野地区だけでも漏水修理が数多くあり、説明を聞いて料金改定は必要と感じた。	将来にわたり安全・安心な水道水を提供するためには、料金改定により事業収益を確保し、更新工事や災害に備えた耐震化を進めていく必要があります。
2	料金が上がることはやむを得ない。	市民相互に支え合いながら、収益を共有し、効率的に運用することで水道事業を安定させ、持続させていきたいと考えています。
3	同じ市民として、同じように支払うのが当然で、使ったかどうかを言い出したらきりが無い。上下水道は、誰もが生活に必要なもので、同じ利益を享受している以上、皆で負担すべき。	水道という公共サービスを提供する上で、二つの料金体系が存在することは、公平性を欠くものであることから、今回の料金改定により統一したいと考えています。
4	北杜市の借金のほとんどが上下水道事業であり、水道事業では資金が枯渇する状況にある。将来世代に負担を残さないように、市のためにも公平な負担とすべき。	
5	事業統合により利益を享受している。受益者として、他の地区と同じ土俵に立ち、権利を主張していきたい。	
6	一事業一会計で、これからも安定的に水を供給してほしい。また、段階的値上げなど、市民に配慮していただきありがたい。	
7	武川地区は、水道施設が老朽化し、非常に修繕費が多いという説明があったが、1日でも早く更新してほしい。料金統一に賛成する。	市民の皆様は、安全で安心な水道水を安定的に供給するためには、安定した事業収益が必要であり、料金改定による市内一体系化に取り組んでいます。

【料金改定について】

No.	意見・質問等	回答
1	料金を改定しても、更新を進めていくと、資金残高が枯渇するという理解でよいか。	料金改定後は、更新工事を進めたとしても資金残高は徐々に上昇していくため、資金が枯渇することはありません。
2	料金改定後の資金の推移シミュレーションはしているのか。	上下水道事業経営基本計画（P20）に改定前と改定後の資金残高の分析を掲載していますので、そちらをご参照ください。
3	市民としては、この値上げだけでは終わらず、今後更なる値上げがあるのではないかと感じてしまう。	令和15年度に上下水道事業経営基本計画の策定を予定しており、その中で、料金改定の必要性を判断することになります。
4	今回の統一改定は、今後値上げをするための準備なのではないかと市民は思うのでは。	今後の値上げについては、水道ビジョンで令和16年度から向こう10年間を見通した上で、上下水道事業経営基本計画を策定し、投資と財政の計画を立てた中で検討します。
5	管路更新率と耐震化率を上げていくということだが、令和15年にはそれぞれ何パーセントに改善していくのか。	管路更新率3.16%、耐震化率37.9%を目指してまいります。
6	令和12年度の水道事業のあるべき姿はどこを目指しているのか。	水道ビジョンでは、「安心して快適な水道水の供給」、「安定的な事業体制の構築」及び「事業基盤の強化」を基本目標としています。そこを目指して事業を行ってまいります。
7	今回の料金改定は、これからも安全・安心な水道を安定的に供給していくために必要不可欠なものとして捉えてよいか。	今後、施設の老朽化が進行するため、計画的に更新していく必要があり、そのための資金確保が必要となります。
8	耐震化や更新率が低いのはなぜか。	資金がなく、工事ができていないことが理由です。現在は、2日に一度のペースで起きる漏水事故を、起きた箇所から順次対応している状況です。
9	白州・武川地区の改定率は100%を超え、毎年上がる金額も、片や十数円、片や200円、これで激変緩和措置をしていると言えるのか。	今回は、料金を統一しますので、白州・武川地区は大きな引上げになります。経過措置については、引上げ回数、傾斜配分など9パターンを検証し、白州・武川地区の大口・小口の両使用者の負担が最も少ないケースとしました。
10	改定時期については、予定なのか、確定事項なのか。	改定時期は、市の方針としてお示ししています。
11	値上げの根拠を示していただきたい。赤字を一般会計からの繰入金（税金）で補っているという説明があったが、どこが問題で何を改善していくのか示していただきたい。	本市水道事業は、総収入に対し、支出が上回っている状況にあり、一般会計からの赤字補てんにより純利益を計上してきました。料金収入は減少する一方で、エネルギー価格の高騰や物価上昇で維持管理費は上昇しており、一般会計からの繰入金を充てても、令和9年度に初めて赤字に転落する見通しです。
12	今回の料金改定により、何年先まで新料金で採算が取れるのか。	令和15年度までは、新料金で採算が取れるものと考えています。

市民説明会での質疑応答・ご意見（要約）

※網掛けは追加説明会での質疑応答

13	<p>広報7月号で、市民にはじめて新料金が知らされたが、本当に9月議会に議案を上程するのか。僅か2か月半で周知、説明責任を果たしたと言えるのか。拙速だと思う。</p>	<p>9月議会に議案を上程するのは、令和9年に資金が枯渇してしまうからです。また、料金改定を行う場合、最初の値上げはおおむね1年後となるため、十分な周知期間を取るためです。</p>
14	<p>この料金改定（案）では納得できないというのが、参加者の総意である。審議会に一旦戻し、今日の意見等を反映させた中で、再提案していただきたい。</p>	<p>（網掛け）</p>
15	<p>広報7月号で市民に料金改定が知らされた。たった2か月半の周知期間だが、9月議会で決定されるのか。</p>	<p>令和9年に資金が枯渇してしまうことから、早急に進める必要があります。ただし、急激な料金値上げは市民の皆さんの負担になりますので、9月議会から10か月程、施行日までの期間を設けています。</p>
16	<p>資料32ページに、「令和15年度までの事業運営を見据えた料金設定」との記載があるが、令和15年度までは値上げがないと理解してよいか。</p>	<p>上下水道事業経営基本計画は、5年ごとに見直しを行っていきますが、今回の料金算定では、令和15年度まで資金が持つように料金を設定しています。</p>

【料金算定について】

No.	意見・質問等	回答
1	経過措置の適用により、料金収入の減少分はどのように試算しているのか。	全地区に適用した場合、総額で約6億8,800万円の減収が見込まれており、企業債の借入率の調整や建設改良工事の精査、国庫補助金等の活用により対応したいと考えています。
2	総括原価54億6,000万円は、令和8年度から令和12年度の5年間で、水道事業を運営するために必要な費用ということか。	水道事業の運営にかかる費用は、営業費用と資本費用を足した97億4,000万円で、これを総費用と言います。そこから控除収益（料金収入以外に見込まれる収益）42億8,000万円を差し引いた54億6,000万円が料金収入で確保すべき費用となります。
3	算定根拠となる口径別の件数は、現状の件数なのか、令和14年度までの推定件数なのか。	算定の根拠となる口径別の件数は、令和5年度の実績に基づき、料金算定期間である令和8年度から令和12年度までの5年間の見込みによるものです。
4	各口径の件数を教えてほしい。	市ホームページ掲載の第10回審議会の資料2（P24）に算定根拠となる口径別の給水件数を記載していますので、そちらをご参照ください。
5	「経費＝収入が理想」とあるが、この場合、設備の修繕や更新などの費用が確保できるのか。	総括原価方式により、施設等の更新費用、修繕費用、諸々を見込んだ5年間の総額として算定しています。

【料金体系について】

No.	意見・質問等	回答
1	菫崎市、甲斐市、南アルプス市や中央市も料金体系が分かれている。	水道事業という一つの事業の中で、複数料金体系としている事業体は北杜市のみです。
2	同一料金が原則とあるが、原則であって、同一料金でなくてはならない根拠がないため、今回の料金改定は納得できない。	水道法第 14 条では、水道の利用関係における公平の原則を規定しており、一つの給水主体の下、一つの会計で一つの事業を行っていることから、料金を統一すべきと考えています。
3	「合理的な理由がない限り統一料金であることが求められる」との説明であったが、水道法での合理的な理由を教えてください。	量水器の口径差による区分、段階別逓増料金の設定のほか、一般用、営業用など用途によって区分する場合は、合理的な理由とされています。
4	他市において、少なくとも甲斐市と南アルプス市は 2 体系と断言できるのでは。	南アルプス市は、令和 4 年 3 月に芦安簡易水道を上水道事業に統合し、現在は上水道事業のみの運営となっています。料金については、段階的な値上げを行っており、令和 8 年 4 月から料金が統一されます。甲斐市は、上水道事業と簡易水道事業に分かれています。上水道事業としては、一つの料金体系となっています。
5	今回の料金改定で白州・武川地区は 117% の引上げ、6 地区は 20% ほどの引上げであるが、これほどまでの差をつけて料金を統一する必要はあるのか。	現行、約 2 倍の料金格差があるため、これを統一するとなると大きな引上げ率になってしまいますが、ご理解をいただくしかないと考えています。
6	「料金統一をしなければならない」と条文を都合良く解釈し、改定を進めていることに疑問を感じる。	公営企業法の適用以前は、ダム受水の有無で分けた料金体系に合理性があったと考えています。現在は、一つの給水主体の下、一事業一会計が原則となります。また、ダム受水地区にありながら、受水していない世帯が 4,566 戸あり、その方々とも整合が取れるよう是正すべきと考えています。
7	法令上、差別的な取扱いは可能だと考える。その差別的な取扱いが、正当なのか不当なのか問題であって、水源の違いにより差別することは正当だと考える。	水道法逐条解説では、用途による区分、量水器の口径差に応じた格差、段階別逓増料金の設定などは合理性があり、不当な差別でないとして解釈されており、その他は合理性がないものと考えています。
8	白州・武川地区は、水源が多くあるため、独自にできないのか。	同一の給水主体の下、一つの会計で一つの事業を行っています。したがって、二つの料金体系は合理性がないと考えています。
9	水道法第 14 条第 2 項第 1 号に、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし…」と書かれている。町ごとの適正な原価を出すべき。北杜市は、各町原価の差が歴然とあり、これまで料金を統一することができなかった。2 体系を継続すべき。	適正な原価については、今回算定した総括原価方式による原価となります。

【ダム受水費等について】

No.	意見・質問等	回答
1	水道企業団との受水契約は、どのようになっているのか。この先の企業団との取り決めはどうなっているのか。	現状は、1日最大給水量と契約水量は均衡しており、均衡が取れているうちは現行の契約となります。水道ビジョンでは、令和18年から20年頃を節目に、1日最大給水量と契約水量が逆転する試算であることから、その時点で企業団との契約を見直す計画としています。
2	第一期・二期の審議会の中で、「赤字の大きな要因は企業団に対する受水費が大きいこと。これを早急に解決すべき。」という答申は出なかったのか。	受水費については、平成29年度に税抜き100円から98円に引下げられましたが、資金は徐々に減っています。したがって、ダム受水費が赤字の主な要因ではないということです。
3	議会でも再三、「二つダムを造ったことによる赤字」なのだから、責任水量の引下げを国や県に要望するよう言われているが、その結論が出ていない。質問がある度に、「交渉している。話し合いをしている。」と答えているが、どのように考えているのか。	当時の国・県の判断は正しかったものと考えています。現在、北杜市の水道水の約6割を企業団からの受水に頼っており、現行の責任水量は適正であると考えています。
4	資料（P13）の使用割合78～85%は、どこからこの数字が出てくるのか。	契約水量17,750 m <sup>3</sup> に対する1日最大給水量の割合です。本市では、例年8月第2日曜日に1日最大給水量を記録しており、その使用割合は78～85%となっています。
5	年間70%しか使用していない受水費をカットすべき。	水道事業は、水が不足することが許されないため、契約水量と1日最大給水量の均衡が保たれている状況では、契約の変更等は現実的ではないと考えています。水道ビジョンにおいて、令和18年から20年頃を節目に、契約水量と1日最大給水量が逆転する予測が出ており、その段階で契約見直しの必要があると考えています。
6	施設管理、整備に対する値上げはやむを得ないと思っているが、受益してない部分の負担には納得できない。2倍の値上げは納得できない。	6地区の中には、ダム水を使用していないにも関わらず、同じ料金を負担している地域があり、ダム受水の有無で白州・武川地区の料金を別体系とする合理性はなく、料金を統一すべきと考えています。
7	小淵沢地区は、2体系になっていると思うが、ダムの比率はどのくらいか。	小淵沢地区は、大門ダムからの受水と井戸からの取水の2系統があり、ダムの比率が9割を超えている状況です。
8	ダム受水の計画と実際の供給量に乖離が起きている。責任水量制に不要な水量が含まれているのではないか。	水道事業は、水が不足することが許されないため、契約水量と1日最大給水量の均衡が保たれている現在の状況において、契約変更等は現実的ではないと考えています。
9	契約水量や単価、年間受水費、契約年数、契約の更新日等はどうなっているか。	企業団との1日の契約水量は17,750 m <sup>3</sup> 、1 m <sup>3</sup> 当たりの単価は税込み107.8円、年間受水費は約6億9,800万円です。契約年数や更新日の決まりはありません。

市民説明会での質疑応答・ご意見（要約）

※網掛けは追加説明会での質疑応答

10	二つのダム建設に対する債務が残っているため、現段階での統一は不平等だと思う。	令和6年度末時点で、大門ダムの建設費については、既に償還が終了しています。塩川ダムの建設費については、令和10年度に償還が終了する予定です。
11	赤字の問題で、ダム受水費の話が出てこないのはなぜか。	赤字の要因は、料金収入の減少とエネルギー価格の高騰や物価上昇に伴う維持管理費などの経費の増加にあると捉えています。
12	大門ダムを閉鎖し、水道企業団を縮小し、企業団の職員を北杜市に派遣するようなことを将来的には考えていくべき。	北杜市では、1日に必要な給水量のうち、約6割をダム受水に頼っています。ダム水なくして北杜市水道事業は成り立たないことから、ダムの廃止は現実的ではないと考えています。
13	責任水量制について、1日最大給水量に基づく使用割合は78%から85%とのことだが、年間使用割合は7割程度で、これを均衡が取れているとは言わないと思う。	契約水量は、季節的な変動や一時的な供給量の増加に備え、実際の給水量よりも余裕を持たせた水量としており、1日最大給水量を基準に均衡が取れていると考えています。
14	どの程度の余裕があるのか。	15%程度の余裕がありますが、企業誘致や観光客、別荘使用者といった人口変動に対応していくためには、15%が過大であるとは考えていません。
15	令和5年2月7日の上下水道事業審議会の中間報告では、受水費が赤字の要因と明記されている。	中間報告の内容は、事実と考えていますが、飽くまでも審議会の考え方であり、市の考え方ではありません。
16	受水費1m <sup>3</sup> 当たりの契約単価は。	1m <sup>3</sup> 当たり税抜き98円、税込みで107.8円となります。
17	企業団との交渉について、市民に過大な負担を課す問題だが、責任者同士で話し合う努力をしているのか。	責任者は、峡北地域広域水道企業団理事会メンバーであり、年2回の協議を行っています。
18	赤字の原因は、人口に見合わない二つのダムにあると思う。また、使っていない水に対し、年間2億円支払っていると聞く。ダムの受水費について、国や県への働きかけや、規模の縮小等を行っていない限り、根本的な問題解決にはならない。	ダムの受水については、1日最大給水を基準に契約しており、85%程度を使用している状況です。水道事業は、24時間・365日、常に水を供給しなければなりません。企業誘致や観光客、別荘使用者といった人口変動に対応していくためには、15%の余裕は決して過大であるとは考えていません。
19	北杜市には、50万人に一つで良いダムが二つある。一つのダムで良いと思うので、構成市や企業団と廃止について話し合してほしい。	ダム受水費の1m <sup>3</sup> 当たりの単価は、平成29年度に税抜き価格で100円から98円に値下がりましたが、資金は年々減少しています。したがって、赤字の主な原因は、ダム受水費ではなく、人口減少による料金収入の減少やエネルギー価格の高騰による費用の増大などが原因となりますので、誤解されないようお願いいたします。
20	ダム水が供給されている地域で水源が枯渇した場合、直ぐにダム水を供給できると思うが、白州・武川地区はそのような状況にないと思う。	資金が潤沢にあれば、水利システムの整備は可能ですが、現状は資金不足のため難しいものと考えています。

市民説明会での質疑応答・ご意見（要約）

※網掛けは追加説明会での質疑応答

21	早急にやるべきことは料金改定ではなく、受水費削減に向けた企業団との交渉ではないか。	管路整備を優先的に実施し、有収率を上げていくことで、実態に即した必要水量の把握が可能となり、将来的な基本水量の見直しにつながるものと考えています。
22	平成 22 年当時の部長の「交渉していく」という答弁は、その場限りの説明ということか。	現在、事務担当レベルで構成市及び企業団と協議しています。まずは、現状を把握し、今後の人口推移や必要水量を把握した中で交渉していくべきものと考えています。
23	追加資料と前回までの資料のダム水使用割合の違いはどういうことか。	前回資料による使用割合 78%から 85%は、1 日最大給水量に対する 1 日の使用割合です。追加資料による使用割合は、年間の使用割合となっており、比較対象が異なります。
24	ダム受水については、約 3 割の水は使っておらず、毎年 2 億円余分に水道企業団へ支払っていることが明確である。これを解決しないで、水道料金の大幅な値上げは承服できない。	現行は、1 日最大給水量と契約水量が均衡しており、現段階において、契約水量を変更することは現実的ではないと考えています。
25	ダム受水費の削減について、協議を進める必要があるということも認めていながらも、着実に前へ進めるという確約がない。これについて、「協議を進める」程度では納得できず、確約をいただきたい。	令和 18 年から 20 年頃を節目に、1 日最大給水量が契約水量を下回る見込みであることから、契約水量の見直しは、必ず取り組んでいかなくてはならないものと考えています。
26	ダムの契約水量について、実際の使用水量より余裕を持たせるという考え方ではなく、最低限の契約とし、緊急時などの一時的な供給の増加があったとき、その分を支払うといった契約にできないのか。	季節的な変動や一時的な供給量の増加への備え、事故・災害時の飲料水と生活水の確保のほか、企業誘致において水は重要な要素です。そのため、現在の余裕幅は必要であり、決して過剰であるとは考えていません。
27	ダムの 1 日最大給水量を減らすという考えはないのか。	ダム受水に関しては、令和 18 年から 20 年頃を節目に、1 日最大給水量と契約水量が逆転するという推測が水道ビジョンの中で示されています。今後、これらの資料を用いて、企業団と協議していきたいと考えています。
28	ダムの水を使用せず、他の水源を利用するという考えはないのか。	現在の北杜市水道事業は、ダム受水によって 6 割の水を確保しています。ダムの受水なくして、北杜市水道事業は成り立ちません。
29	赤字の要因であるダム受水を早急に減らさない限り、今後も値上げという先の見えない問題になると思う。もう少し具体的に、何年までに水道企業団との協議をするといったことを示していただきたい。	水道ビジョンでは、令和 18 年から 20 年頃にダムの受水に関する契約を見直す計画としています。
30	井戸水などの水源が枯渇した場合、大門ダムから水を引くことは可能か。	水源が枯渇した場合、いくつかの対応方法が考えられますが、大門ダムから管路を引くことが最適な方法であれば、そのような対応をしていきたいと考えています。

【個別原価について】

No.	意見・質問等	回答
1	各地区の原価を教えてください。	北杜市水道事業として同一の給水主体であり、一事業一会計を原則としているため、地域ごとの原価という考え方はありません。
2	46の簡易水道事業ごとに、個別原価を計算し、それを説明していただきたい。市全体の総括原価で新料金を算定したことは納得できない。	令和元年12月議会で可決された「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」は、一つの会計で一つの事業を行うというもので、町ごとの個別原価の考え方はありません。
3	水源ごとの原価（積算根拠）を示していただきたい。	「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」において、給水区域は市内全域とされているため、個別で原価を算出することは考えていません。
4	公平と同一料金は全く別物である。各配水池のコストを積み上げ、1㎡当たりの原価を出すという考えはないのか。	北杜市水道事業として、一つの給水主体の下、市全体で事業を行っているため、個別の原価を算出することは考えていません。
5	個別のデータを積み上げないと、将来に掛かる金額は出せないのではないか。	個別の積み上げではなく、全体の積み上げを基に事業を行っていますので、個別のデータを出すつもりはありません。
6	白州・武川地区に関しては、原価に基づかない料金改定・値上げであると思う。	条例に基づき、市全体で総括原価を算出するものと考えています。
7	現行の二つの料金体系それぞれの積算根拠が示されなければ判断できない。	現行の二つの料金体系は、総括原価方式で算出していないことから、具体的な積算根拠をお示しすることはできません。
8	積算根拠を示せない理由は何か。	前回の料金改定は、総括原価方式による積算ではなく、総収入額を確保するために設定されたものであることから、積算根拠はお示しできません。
9	決算についても、同様に議員の皆さんが確認しているという認識でよいか。	料金表は、水道事業給水条例で定めています。条例に基づき料金を徴収し、総収入を決算として認めていただいています。
10	料金値上げは仕方のないことだが、2.26倍という大幅な値上げは納得できない。白州・武川地区の原価を知りたい。	北杜市水道事業として、条例に基づき一本化していますので、町ごとの個別原価の考え方はありません。また、技術的にも人件費などの経費を町ごとに分けることができません。

【市民説明会や市民参画等について】

No.	意見・質問等	回答
1	市の状況を恐れず公表し、市民との対話を大切にすべき。	市民説明会やパブリックコメントの実施により、市民の皆様との対話の場は作れていると考えています。
2	今回の値上げで、白州・武川地区は倍以上となり、尋常な金額ではない。事前に地域住民に説明し、意見を聞いてほしかった。	審議会において、今後の方針を検討している最中、市民説明会を開催することはできないことをご理解ください。
3	これまで、明野・須玉・高根・長坂で市民説明会を行っているが、どれくらいの方が参加されたのか。	4会場で開催し、延べ57人のご参加をいただきました。内訳は、明野地区15人、須玉地区15人、高根地区17人、長坂地区10人です。
4	審議会が3年間にわたって行われてきたが、中間報告や市民への説明の場はあったのか。	中間報告については、市ホームページで公表しています。審議会において、継続審議を行っている最中、市民説明会を開催することはできないことをご理解ください。
5	今回のパブリックコメントでは、市民の意見をどのように反映させていくのか。	パブリックコメントや市民説明会でのご意見・ご質問については、政策決定の際、活用させていただきます。また、市議会にも報告させていただく中で、議会がどのように判断するかが重要と考えています。
6	市民への周知をどのように行っていくのか。	広報ほくと、市ホームページ、SNS等を用いて周知します。また、CATVなどを通じて、視覚的にも分かりやすい説明を行ってまいりたいと考えています。
7	参加者が納得していない状況にある中、決定を延期することや、追加で説明会を開催する考えはあるか。	追加開催について市長と相談し、速やかに開催したいと考えています。詳細については、市ホームページ等でお知らせします。
8	パブリックコメントでの意見や質問に対する回答で説明すれば、分かりやすくなると思う。	パブリックコメントで寄せられた意見や質問に対して、回答や説明をする資料を用意したいと考えています。

【その他】

No.	意見・質問等	回答
1	施設整備費の割合で、白州・武川地区が非常に多くなっているが、耐震化を多く行っているということでしょうか。また、それらは計画的に実施しているものでしょうか。	地方公営企業法を適用した令和2年度の段階で、武川地区の修繕工事が最も多く、漏水件数は白州地区が最も多い状況にありました。一事業一会計のスケールメリットにより、必要な箇所に必要な投資ができるようになり、両地区で重点的に工事を行っています。これは簡易水道事業ではできなかったことであり、一つの給水主体になったメリットと考えています。
2	施設整備費の割合で、白州・武川地区の数値が大きいのはなぜか。	一事業一会計のスケールメリットにより、白州・武川地区において、重点的に工事を行ってきた結果です。
3	漏水件数は、八ヶ岳南麓地域が圧倒的に多いと把握している。	令和5年度、6年度において、北部地域での漏水事故の件数は多くなっています。2日に一度のペースで起きる漏水ですが、予算が足りず十分な工事ができていません。今回、料金を改定して漏水箇所を一つでも多く修繕していきたいと考えています。
4	資料（P28）の円グラフは、極めて作為的なものを感じる。また、広報紙では、「白州・武川地区の水道料金はこんなに安いんだね！」とキャラクターがコメントしていたが、この円グラフからどのように導き出せるのか。	一つの事業で運営しているスケールメリットをお示しするため、毎年公表している決算値を積み上げたもので、決して作為的なものではありません。また、広報紙については、水道料金が他事業体と比較して安いことに対するコメントであることをご理解ください。
5	井戸水を使用する地域と上水道が通っている地域との棲み分けはどのように決めているのか。	国に提出した水道事業等の認可申請による給水区域に基づき給水しています。給水区域外の地域は井戸水となります。
6	資料28ページのグラフは作為を感じる。白州・武川地区に責任を押し付けないでほしい。	一事業一会計のスケールメリットにより、漏水が多発していた白州・武川地区において、重点的に工事を行ってきた結果を示したものです。
7	大口・小口とあるが、どこからが大口使用者なのか。	大口使用者は、口径50mm以上のお客様としており、北杜市では全体の0.6%、約180戸となっています。口径40mm以下の契約者は小口使用者となります。
8	水に不便しているため、設備を整備してほしい。	施設・設備の長寿命化や投資の平準化を図り、着実に更新を進めていきたいと考えています。
9	長期滞納者は、5年で不納欠損となるが、年間どれほどの金額が不能欠損処理されているのか市民に公表すべき。	水道料金、下水道使用料ともに、現年度分の徴収率は99%を超えています。また、条例に基づき、水道料金の支払がない場合、督促や催告、給水停止処分を行っており、今後も継続して取り組んでまいります。
10	審議会のメンバーはどのような構成か。	各町の使用者、北杜市商工会、北杜市企業交流会、北杜市消費生活研究会、大学教授など20名で構成されています。

11	赤字を少しでも小さくする努力をしているのか。	組織体制を集約し 7,370 万円の人件費を削減したほか、上下水道お客様センターを設置し 1,600 万円の人件費を削減しました。
12	水圧が欲しいため、口径を 13 mm から 20 mm、25 mm に変えたいと思っているが、水道料金はどうなるのか。	口径によって水道料金は変わります。口径が大きくなれば、水道料金も高くなります。
13	北杜市水道事業という大きな事業体の中に、小さな事業体として白州・武川地区がある。経済的又は運営上の大きさを、片方を支配することは、独占禁止法の対象になるかもしれない。行政として、独占禁止法に関わる調査を事前に行ったか。	独占禁止法に関する調査は、必要がないため行っていません。
14	独占禁止法に基づく被害者として、裁定してもらうための準備を進めている。行政として、独占禁止法に反するものでないことを裁定するための申告を行うか。	行政としては、全く考えていません。仮に独占禁止法について関係機関より調査がありましたら、その調査に従い、裁定についても従いたいと考えています。
15	企業団の決算状況を資料として提示してほしい。仮に企業団が不当に利益を得ていた場合、受水費を減らすべきと考える。	企業団は、特別地方公共団体であるため議会が設置されており、企業団議会において歳入・歳出の決算内容について審査し、決算認定を行っています。そのため、不適正な経営を行っているということはありません。決算については、企業団のホームページに公表されていますので、そちらをご覧ください。
16	「ホームページを見てください」ではなく、資料を提示してほしい。	8 地区に同じ説明をしており、それも一つの公平性と考えています。お知りになりたいのであれば、上下水道局にお越しいただければお示しします。
17	国から事業統合すれば補助金を出すという話があったため、それに乗ったのではないかと思うが、いかがか。	本市においては、国庫補助金に頼らなければならない経営状況にあったことから、従来通り補助金を受けて事業を行うためには、水道事業を統合する必要がありました。
18	28 ページの円グラフに関して、白州・武川地区は人口が少ないため、収入金額が少ないのは当然である。白州・武川地区は、料金収入が少ないにも関わらず、維持費は高いということを言いたいだけのグラフになっている。	実際の状況をグラフ化したものです。一事業一会計になったことで、漏水事故の多かった白州・武川地区に重点的に設備投資することが可能になったことを表現しています。
19	料金改定を納得してもらうためには、より細かい資料を提示すべき。	説明会資料は、限られた時間の中で皆さんに理解していただくために、簡潔に要点をまとめたものです。詳細資料については、市ホームページで公表しています。
20	資金が不足することが分かっているながら、なぜもっと早く料金を上げなかったのか。	今回の料金改定は、8 地区の使用者の皆さん、商工会、企業交流会、消費生活研究会を始め、大学教授の方々に 3 年間ご審議いただき、市の方針として決定したものです。

21	複数の事業形態を一つに統一するのであれば、配水管を接続し、白州・武川地区にもダム水を供給できるようにしなければならないと思う。本管を接続してから一体系というのが筋ではないか。	ハード面の統合については、現状の分散型水道は集約型水道との比較において、災害時に比較的強い体系であると考えています。水源が枯渇した場合、ダムから管路を引くことが最適な方法であれば、対応を検討します。
22	今回の改定内容は、公共の利益の増進に尽くさなければならないという公務員倫理法の理念に反するのではないか。	北杜市水道事業を未来永劫、持続可能なものにしたという強い決意を持って、今回の料金改定に臨んでいます。公務員倫理法に抵触するものではないと考えていません。
23	浄水の貯蓄はできないのか。	水は溜めておくと腐ってしまいます。上下水道局は、水道法に基づき水質管理を徹底的に行っています。企業団においても、24 時間体制で水質管理、送水管理を行っており、安定的に水道水が届けられています。
24	修繕費について、白州・武川地区は、明野ほか5地区の 2.1 倍となっているがなぜか。	現在の水道事業になった一事業一会計のスケールメリットにより、必要な箇所に必要な投資を行ってきた結果です。
25	国庫補助の割合はどのくらいか。	国庫補助の割合は、水道事業は通常4分の1となります。なお、国庫補助制度の拡充により上下水道耐震化計画等に基づく事業であれば、3分の1が補助率となります。
26	白州・武川地区では、農業を営んでいる方が多く、時期によって水の使用量が多くなり、水道料金も上がってしまう。そういった土地・地域の個別性について、水道料金を上げる際に考えたのか。	農業や事業に係る水道料金が上がることは、やむを得ません。個別性というものは、水道事業で考えるべきものではなく、観光や商工といった分野で考えるべき問題となります。
27	北杜市には技術者が1人もいない。値上げをするのであれば、将来の北杜市のため、人材確保をしっかりと行っていただきたい。	人工知能による AI 劣化診断等に取り組んでいますが、最後は職員の経験が必要となります。今後も職員の養成に力を入れていきたいと考えています。